静岡県と住宅金融支援機構が連携

令和5年4月版

www.flat35.com

静岡県移住・就業支援金

が交付されると住宅ローン金利が低くなる！！

静岡県

×

住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

【フラット35】Sで
さらに金利を
引下げ

当初10年間の借入金利　年0.3%引下げ

【フラット35】地方移住支援型

お問い合わせ先は移住を検討される各市町となっております。
詳しくはQRコードよりご確認ください。
移住・定住情報サイト「ゆとりすと静岡」はこちら ⇒

動画「はじめよう、静岡暮らし」ダイジェスト版はこちら ⇒

【フラット35】に関するご相談は 住宅金融支援機構 Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35（通話無料）

営業時間：9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）

ご利用いただけない場合（国際電話など）は、次の番号へおかけください。
048－615－0420（通話料金がかかります。）

静岡県

首都圏にも中京圏にも近い静岡県。雄大な富士山、まぶしい海、豊かな自然の中で心身ともにリフレッシュできる環境がそばにあります。「静岡県移住・就業支援金」を活用して、静岡県への移住を実現しませんか？

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の世帯員一人につき100万円を加算します。＊2023年3月31日以前にに移住した方は30万円

①静岡県移住・就業支援金

以下の全ての条件を満たす場合、100万円（単身の場合は60万円）を支給

移住元

＜①･②のいずれにも該当する方＞

①東京23区の在住者 又は
東京23区内への通勤者

②上記の期間が移住する直前の10年間のうち通算5年以上
（ただし、移住する直前は1年以上連続）

※東京23区内の大学などへ通学し、東京23区内の企業等に就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能

移住先

静岡県への移住者
（県内全市町が対象）

○移住とは

住民票を静岡県内の市町に異動し、生活の本拠を当該市町に移すことをいいます。

○期間等の要件

◇支援金の申請時において、移住後3か月以上1年以内であること

◇移住先の市町に、支援金申請後5年以上継続して居住する意思があること

就業・起業等

＜①から⑤までのいずれかに該当する方＞

① 支援金対象求人マッチングサイトに掲載された求人に新規就業した方

② 起業支援事業の支援金の交付決定を受けた方

③プロフェッショナル人材事業等を活用し、静岡県内の企業に就業する方

④東京23区在住等の会社員で、移住後も引き続き業務をテレワークで実施する方

⑤移住前に地域と深い関わりがあったと移住先の市町が認める方

（注）支援金の詳細な内容については静岡県のホームページをご覧ください。

【フラット35】Sで
さらに金利を引下げ

②【フラット35】地方移住支援型　当初10年間 年0.3％金利引下げ

「①静岡県移住･就業支援金」の支給を受ける方

【フラット35】地方移住支援型をご利用いただくための要件

【フラット35】地方移住支援型をご利用いただくためには、各市町から、「移住・就業支援金交付決定通知書」の交付を受ける必要があります。

（注）この他、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。

【フラット35】地方移住支援型を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」についてはこちら

「静岡県移住･就業支援金」の詳細についてはこちら

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット３５】地方移住支援型を利用する場合には、地方公共団体から移住支援金の交付通知書の交付を受ける必要があります。●【フラット３５】地方移住支援型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット３５】地方移住支援型の内容などの詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット３５】Sとは、【フラット３５】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット３５】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット３５】Ｓの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか１つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）をご覧いただくか、お客さまコールセンター（0120-0860-35）までお問合せください。●【フラット３５】Ｓには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイトでお知らせします。●【フラット３５】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット３５】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

（令和５年４月現在）

静岡県と住宅金融支援機構が連携

令和５年４月版

www.flat35.com

静岡県の「**住んでよし しずおか木の家推進事業**」を利用すると、
住宅ローン【フラット35】の金利引き下げが受けられます。

住宅に静岡県産木材を取り入れよう！

最大 30万円 の補助金の交付が受けられます！

住んでよし しずおか木の家推進事業

×

【フラット３５】Sとの併用で
さらに金利引下げ！

当初５年間の借入金利 年 0.25% 引下げ

【フラット35】地域連携型（地域活性化）

住んでよし しずおか木の家推進事業
に関するご相談は

静岡県
経済産業部
森林・林業局林業振興課
☎ 054-221-2691

【フラット３５】に関するご相談は 住宅金融支援機構 Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35（通話無料）

営業時間：9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
ご利用いただけない場合（国際電話など）は、次の番号へおかけください。
048−615−0420（通話料金がかかります。）

①「住んでよし しずおか木の家推進事業」の概要

■補助額（新築・増改築）
しずおか優良木材等使用量４㎥以上 ４万円～、上限が30万円

■申込条件（新築・増改築）

次の条件すべてを満たしている場合に、申込できます。

１.自らが居住するために、静岡県内において住宅を取得（新築・増改築）すること。

２.しずおか優良木材等を使った部分の施工完了が３月８日までであること。

３.施工者は、県内に事業所又は営業所を有する建築業者等であること。

4.新築・増改築する住宅の設計者又は施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。

5.アンケートや住宅見学会開催に協力できること。

6.施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ合法性を証明できる業者であること。

※【しずおか優良木材等とは】
・しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した品質、寸法、含水率、強度等の検査に合格した認証製品（同会が個別に認証した製品を含む）
・静岡県産JAS,JIS製品（静岡県産材証明制度により産地を証明され、かつ合法性を証明された木を使用したJAS・JIS製品）

◎新築・増改築以外にリフォームの助成があります。
◎その他条件や事業の詳細な内容は、静岡県森林組合連合会のホームページをご覧ください。

【フラット３５】Sとの併用で
さらに金利を引下げします！

②【フラット３５】地域連携型(地域活性化) 当初５年間 年 0.25% 金利引下げ

住宅を新築または購入し、
①**「住んでよし しずおか木の家推進事業」の補助金**を受ける方

【フラット３５】地域連携型(地域活性化)をご利用いただくための要件

【フラット３５】地域連携型(地域活性化)をご利用いただくためには、**静岡県森林組合連合会**から**「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」**の交付を受ける必要があります。

（注） このほか、住宅の耐久性等の【フラット３５】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。
各基準の詳細は、フラット３５サイ ト (www.flat35.com)でご確認ください。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット３５】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット３５】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット３５】地域連携型の内容などの詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット３５】Ｓとは、【フラット３５】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット３５】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット３５】Ｓの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか１つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）をご覧いただくか、お客さまコールセンター（0120-0860-35）までお問合せください。●【フラット３５】Ｓには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイトでお知らせします。●【フラット３５】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット３５】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

（令和５年４月現在）